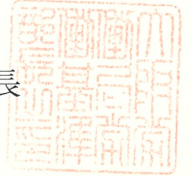


大労基発 1218 第 2 号の 2
令和 2 年 12 月 18 日

関係団体の長 殿

大阪労働局 労働基準部長



冬季死亡災害防止強化期間について

貴団体並びに会員事業場の皆様方には、日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年の大阪府内における労働災害による死亡者数は 11 月末日付け速報値で 40 人と昨年同期より 6 人減少しております。

しかしながら、全国的にみますと大阪府は死亡災害が最も多い状況となっており、死亡災害の発生件数を減少させることが、大きな課題となっております。

死亡災害の撲滅のためには、1 月から 3 月の冬季に死亡災害を抑え、年間を通じた死亡災害の発生件数を減少させることが重要です。

また、近年の状況は、業種別では建設業、陸上貨物運送事業で全体の約半数を占めており、事故の型別では墜落・転落災害と交通事故で全体の半数を超えているほか、年齢別では 60 代以上の割合が高くなっております。

そこで大阪労働局では、下記の期間『冬季死亡災害防止強化期間』を設定することとしました。

大阪労働局管内における死亡災害を防止するためには、「墜落・転落災害」の防止と「交通労働災害」の防止、そして「高年齢労働者の労働災害」の防止がポイントとなりますので、同封しました別添リーフレットを参考に、事業場の安全衛生管理体制の再確認や関係労働者への教育の充実などを通じた労働災害防止の強化を図っていただきますよう、会員事業場に対し周知をお願いします。

末筆ではありますが、貴団体並びに会員事業場の皆様の御健勝と御多幸を祈念いたします。

記

実施期間：令和 3 年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

なお、大阪労働局では冬季死亡災害防止強化期間中、同期間に関する動画を大阪労働局 YouTube チャンネルに配信するほか、大阪労働局ホームページ上に同封のリーフレットなどを載せることとしておりますので、是非そちらもご覧ください。

配信先

大阪労働局 YouTube チャンネル

https://www.youtube.com/channel/UCMccyei1zg_iL9Yd7LP9vMQ

